答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった情報のうち、別表に掲げる部分について、 開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年11月8日、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対し、「奈良県平群町における協栄ソーラーステーション合同会社による道路占用、開削の申請について、奈良県警察本部及び西和警察署が保有する文書一切。平群町、事業者とのやり取り、地域住民の意見聴取に関するメモなど。上記申請を認めた根拠として採用した関係法令及び道路使用許可事務取扱要領の該当項目」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

令和3年1月8日、実施機関は、本件開示請求の一部について、(1)開示する行政文書(以下「本件行政文書」という。)のとおり特定した上で、(2)開示しない部分(以下「本件不開示部分」という。)を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、(3)開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

(1) 開示する行政文書

- ア 協議議事録(令和2年1月15日)
- イ 苦情・相談等受理処理票(令和2年○月○日)
- ウ 太陽光関連の道路占用及び掘削についての○○○(令和2年○月○日)
- エ 平群町太陽光発電に伴う自営送電線路構築工事(令和2年7月22日)
- 才 協議議事録(令和2年9月23日)
- カ 協議議事録(令和2年10月20日)
- キ 協議議事録(令和2年10月27日)
- ク 協議議事録(令和2年10月30日)
- ケ 協議議事録(令和2年11月6日)

(2) 開示しない部分

- ア (1)のア、オ、カ、キ、ク及びケのうち、決裁欄の印影の一部、担当者の氏 名及び印影並びに協議に出席した警察官の姓
- イ (1)のア、オ、カ、キ、ク及びケのうち、協議に出席した事業者の職員の氏 名
- ウ (1)のア、オ、カ、キ、ク及びケのうち、協議に出席した自治会の名称及び

住民の氏名

- エ (1)のア、オ、カ、キ、ク及びケのうち、「協議事項」欄の一部及び協議内 容の一部
- オ (1)のアに添付された平群町からの提出文書に係る平面図のうち、工事区間 の道路沿いの住民の氏名
- カ (1)のイのうち、決裁欄の印影の一部、受理者の氏名、「件名」欄の一部、「受理日」欄の一部、「申出者(相談者)」欄の一部、「関係者」欄の一部、「要理内容」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「措置区分(第1次)」欄の一部、「引継日時」欄の一部、「引継所属(担当者)」欄、「記事」欄、「処理経過」欄、「処理結果の概要」欄、「通知日時」欄の一部、「通知方法」欄の一部、「通知先」欄、「通知取扱者(文書発信者名)」欄の一部、「措置区分(第2次)」欄の一部、処理結果確認欄の処理者の氏名及び印影並びに「終結年月日」欄の一部並びに苦情・相談等関係者一覧の一部
- キ (1)のウのうち、決裁欄の印影の一部
- ク (1)のウのうち、件名の一部、作成年月日の一部、作成者の職業、氏名及び 印影、本文の一部並びに受付年月日の一部
- ケ (1) のエのうち、事業者の職員の氏名
- コ (1)のエのうち、事業者の相談内容及び警察の回答内容の一部
- サ (1)のエのうち、写真説明として添付された写真
- シ (1)のエのうち、住宅地図の写し
- ス (1)のエのうち、平群町都市計画図5の一部
- セ (1)のエのうち、交通規制区分の一部
- ソ (1)のオに添付された自治会からの提出文書
- タ (1)のカに添付された町道の通行止めに対する同意をしていない2自治会との協議メモのうち、件名の一部、「日時」、「場所」及び「参加者」の項の一部 並びに本文の一部
- チ (1)のカに添付された町道の通行止めに対する同意をしていない2自治会との協議メモのうち、「協議メモ」の項の一部
- ツ (1)のカに添付された「生駒平群太陽光発電所」に関する説明会のご案内う ち、宛名、本文及び申込書の一部
- テ (1)のカに添付された「生駒平群太陽光発電所」に関する説明会のご案内う ち、事業者の職員の姓
- ト (1)のキに添付された自治会からの提出文書

(3) 開示しない理由

ア (2)のア

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

イ (2)のイ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

ウ (2) のウ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

エ (2) のエ

条例第7条第3号に該当

関係する5自治会の町道の通行止めに対する同意の有無や意見が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会からの聴取に関する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

警察との協議における中心的な内容に関する情報であって、公にすることにより、協議に出席した自治会との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

特定の自治会の工事に対する意見を事業者から聴取した情報であって、公にすることにより、警察との協議に出席した当該事業者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

協議を進める中における警察の取扱い、措置等に関する情報であって、公にすることにより、事案の処理状況や措置判断が判明するなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

オ (2)のオ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

カ (2) のカ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な

お個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情・相談等の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、申出者 (相談者)との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が苦情・相談等を受理するに当たり、詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

苦情・相談等の取扱い、措置、処理経過等に関する情報であって、公にすることにより、事案の処理状況や措置判断が判明するなど、当該事務の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるため

キ (2) のキ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

ク (2) のク

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述 等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することがで き、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又 は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権 利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情・相談等の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、申出者 (相談者)との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が苦情・相談等を受理するに当たり、詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ケ (2)のケ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

コ (2) のコ

条例第7条第2号に該当

自治会の総代の姓であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

条例第7条第3号に該当

事業者からの聴取に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の 運営上の地位を害するおそれがあるため

関係する5自治会の町道の通行止めに対する同意の有無が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

相談の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、相談者との信頼 関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が相談を受理するに当た り、詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるため

相談の取扱い、措置等に関する情報であって、公にすることにより、事案の処理状況や措置判断が判明するなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

サ (2) のサ

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会の区域において撮影された写真であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

シ (2) のシ

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会の区域における道路や当該区域の名称を蛍光顔料を用いて目立たせているものであって、公にすることにより、 当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

ス (2) のス

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会の区域の名称を蛍光顔料を用いて目立たせているものであって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

セ (2)のセ

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会の区域における道路を懸案区間として蛍光顔料を用いて目立たせているものであって、公にすることにより、 当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

ソ (2) のソ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が警察に提出した文書であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

警察との協議における中心的な内容に関する情報であって、公にすることによ

り、協議に出席した自治会との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念 して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがある など、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

タ (2)のタ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

チ (2) のチ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

事業者による説明会において特定の法人について自治会側が発言した内容を当該事業者が取りまとめた情報であって、公にすることにより、当該特定の法人の運営上の地位を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

事業者による説明会において特定の法人について自治会側が発言した内容を当該事業者が取りまとめた情報であって、公にすることにより、警察との協議に出席した当該事業者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ツ (2) のツ

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

テ (2) のテ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

ト (2) のト

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が警察に提出した文書であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

警察との協議における中心的な内容に関する情報であって、公にすることにより、協議に出席した自治会との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和3年2月3日、本件決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し、「本件決定のうち、奈良県情報公開条例第7条第2号もしくは同条第6号に該当するとして開示しないとする決定を取り消し、本件不開示部分において、当該決定の対象として開示しないとした箇所(以下「本件不開示情報」という。)の全てについて開示する」との裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象とはなっていない。

4 諮問

令和3年3月4日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件決定のうち、奈良県情報公開条例第7条第2号もしくは同条第6号に該当するとして開示しないとする決定を取り消し、本件不開示部分において、当該決定の対象として開示しないとした箇所の全てについて開示する」との裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

奈良県警察本部長の一部を開示しないとする処分は、奈良県情報公開条例の解釈及 び運用に誤りがある。よって、一部を開示しないとする決定は違法であり当該部分は 全て開示すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定の理由

(1) 道路使用許可について

事業者が電線や管路等を設置しようとすると、その設置のための工事も含めて道路占用許可が必要になり、同時に道路において工事をしようとする者として道路使用許可が必要になる。道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項では、道路使用許可について、道路において工事・作業、露店や屋台の出店、祭礼行

事やロケ等を行おうとする者は、所轄警察署長の許可を受けなければならないこととされている。

そして、道路交通法第79条では、道路管理者との協議について、「所轄警察署長は、第77条第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。」とされている。この規定は、道路管理権と交通警察権との調整を図るため、協議すべきこととしたものであり、協議の内容は、占用許可の可否と期間、方法等許可条件についてであって、交通の安全や円滑を害することがないかどうかが検討されることとなる。警察と道路管理者は、安全かつ円滑な道路の交通の確保という点で共通する目的を持っていることから、その点において判断が異ならないよう連携を密にして互いに協力している。

また、警察庁インターネットホームページでは、道路使用許可の申請手続を円滑に進めるためのポイントについて、「大規模工事や、地域活性化に資するイベント等の開催については、その実施場所、実施時間、実施形態等によって、交通の妨害となる程度が千差万別である上、地域住民や道路利用者等の合意形成の状況も一様ではありませんので、円滑に道路使用許可手続を進めるため、十分な時間的余裕をもって事前相談をするようにして下さい。」とされている。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、道路使用許可手続の事前相談等に対応するために処分庁の職員が作成し、又は取得した文書であって、事業者が処分庁に対して提出した、処分庁との打合せ資料、自治会との協議メモ、電磁波についての資料、特定の自治会の住民に対する説明会の案内文書及び迂回路の考え方についての資料のほか、道路管理者が処分庁に対して提出した照会文書の案文(添付資料を含む。)並びに処分庁が申出者(相談者)等及び自治会から直接提出を受けた文書等から構成されている。

(3) 処分庁が条例第7条第3号の不開示情報に該当するとして不開示とした部分について

これらの部分は、審査請求の対象となっていないものの、その条例第7条第3号 該当性を念のため、まず説明する。

ア 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示情報とする旨規定している。

イ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 協議議事録について

a 協議に出席した自治会の名称、「協議事項」欄の一部及び協議内容の一部

について

これらは、関係する5自治会の町道の通行止めに対する同意の有無や意見が判明する情報であって、当該事業に対する様々な意見がある中では、公にすることにより、特定の自治会の他の自治会との関係を損ない、その活動に支障を及ぼすおそれがあるなど、当該特定の自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号本文に該当し、その内容及び性質上、同号ただし書には該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 「協議事項」欄のうち協議の中心的な事項が判明する部分並びに協議内容 のうち特定の自治会の相談及び警察の回答の中心的な内容が判明する部分に ついて

これらは、通常、当該特定の自治会がその活動に関する内部限りのものとして管理している情報であって、公にすることにより、利害関係者等外部からの干渉、圧力、妨害等が行われ、その活動に支障を及ぼすおそれがあるなど、当該特定の自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号本文に該当し、その内容及び性質上、同号ただし書には該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

- (イ) 平群町太陽光発電に伴う自営送電線路構築工事(令和2年7月22日) について
 - a 事業者の相談及び警察の回答の中心的な内容が判明する部分について

これらは、通常、当該事業者がその事業に関する内部限りのものとして管理している情報であって、前記(ア) bで説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 事業者の相談内容の一部、写真説明として添付された写真、住宅地図の写 し、平群町都市計画図5の一部及び交通規制区分の一部について

これらは、関係する5自治会の町道の通行止めに対する同意の有無が判明する情報であって、前記(ア) a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

(ウ)協議議事録(令和2年9月23日及び令和2年10月27日)に添付された 自治会からの提出文書について

これらは、一体として、協議の中心的な事項及び特定の自治会の相談の中心的な内容が判明する情報であることから、通常、当該特定の自治会がその活動に関する内部限りのものとして管理している情報であって、前記(ア)bで説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

- (エ)協議議事録(令和2年10月20日)に添付された町道の通行止めに対する 同意をしていない2自治会との協議メモについて
 - a 件名の一部、「日時」、「場所」、「参加者」及び「協議メモ」の項の一 部並びに本文の一部について

これらは、関係する5自治会の町道の通行止めに対する同意の有無が判明

する情報であって、前記(ア) a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 「協議メモ」の項のうち事業者による説明会において自治会側が発言した 特定の法人に対する評価が判明する部分について

これらは、自治会側が当事者として特定の法人に対する率直な評価を発言した内容に関する情報であって、公にすることにより、当該特定の法人の名誉、社会的評価等を損ない、その事業に支障を及ぼすおそれがあるなど、当該特定の法人の運営上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号本文に該当し、その内容及び性質上、同号ただし書には該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

(オ)協議議事録(令和2年10月20日)に添付された「生駒平群太陽光発電所」に関する説明会のご案内について

宛名、本文及び申込書の一部は、関係する5自治会の町道の通行止めに対する同意の有無が判明する情報であって、前記(ア) a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

(4) 処分庁が条例第7条第2号の不開示情報に該当するとして不開示とした部分について

これらの部分の条例第7条第2号該当性を、以下説明する。

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定 の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益 を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。一方、ただし 書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にする ことが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護する ため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員 等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当 該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれ かに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなけれ ばならない旨規定している。

- イ 条例第7条第2号該当性について
- (ア) 協議議事録について
 - a 決裁欄の印影の一部、担当者の氏名及び印影並びに協議に出席した警察官 の姓について

警察官の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができる情報であるので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、処分庁においては、警部以上の階級にある警察官の氏名及び印影を慣行として公にしているが、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にしていないことから条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、その内容及び性質上、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないので、不開示とすること

が妥当であると判断する。

b 協議に出席した事業者の職員の氏名

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、その内容及び性質上、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

c 協議に出席した自治会の住民の氏名

これらは、個人に関する情報であって、前記 b で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

(イ)協議議事録(令和2年1月15日)に添付された平群町からの提出文書に係る 平面図について

工事区間の道路沿いの住民の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、当該平面図は、事業者が独自に作成したものであり、工事区間の道路沿いの住民の氏名は、市販されている地図情報のように、それ自体公表を予定したものであるとはいえない情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえないことから条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、その内容及び性質上、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

(ウ) 苦情・相談等受理処理票(令和2年〇月〇日)(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。)について

苦情・相談等受理処理票のうち、処分庁が不開示とした部分はいずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は個人の人格と密接に関わる情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであると判断される。これらのうち、警察官の個人に関する情報と申出者(相談者)等の個人に関する情報とを、以下区別して説明する。

a 警察官の個人に関する情報について

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、前記(ア) a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 申出者(相談者)等の個人に関する情報について

処分庁が不開示とした部分のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名 及び印影を除くその余の部分には、苦情、相談等の申出の受理から処理に至 る経過に関する情報が記録されているとともに、申出者(相談者)等を識別 することができる情報又はこれらの者の苦情、相談等を申し出た背景やその 内容、言動、行動等の状況等個人の人格と密接に関わる情報であって、個別 具体的な実体験に基づくものが記載されている。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ

るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、 当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるので、条例第7条第2 号本文に該当し、その内容及び性質上、同号ただし書ア、イ及びウのいずれ にも該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

- (エ)太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇(令和2年〇月〇日)について
 - a 決裁欄の印影の一部について

警部補以下の階級にある警察官の印影は、前記(ア) a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 件名の一部、作成年月日の一部、作成者の職業、氏名及び印影、本文の一 部並びに受付年月日の一部について

これらは、処分庁が申出者(相談者)等から直接提出を受けた文書に記載された当該申出者(相談者)等の個人に関する情報であって、前記(ウ) b で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

- (オ) 平群町太陽光発電に伴う自営送電線路構築工事(令和2年7月22日) について
 - a 事業者の職員の氏名について

事業者の職員の氏名は、個人に関する情報であって、前記(ア) b で説明 した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 事業者の相談内容のうち自治会の総代の姓について

特定の自治会の総代の姓は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、当該特定の自治会の住民を越えて公にされることが前提となっている情報とはいえないことから条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、その内容及び性質上、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

(カ)協議議事録(令和2年9月23日)に添付された自治会からの提出文書について

これらは、処分庁が特定の自治会から直接提出を受けた文書であり、記載された情報の一部は、当該特定の自治会の住民の氏名等個人に関する情報であって、前記(ア) b で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

- (キ)協議議事録(令和2年10月20日)に添付された町道の通行止めに対する 同意をしていない2自治会との協議メモについて
 - a 「参加者」及び「協議メモ」の項のうち特定の自治会の前自治会長及び現 自治会長の姓について

これらは、個人に関する情報であって、前記(t) b で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 「参加者」及び「協議メモ」の項のうち事業者の職員及び特定の自治会の 住民の姓について

これらは、個人に関する情報であって、前記(ア) b で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

(ク)協議議事録(令和2年10月20日)に添付された「生駒平群太陽光発電所 |に関する説明会のご案内について

事業者の職員の姓は、個人に関する情報であって、前記(ア)bで説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

(5) 処分庁が条例第7条第6号の不開示情報に該当するとして不開示とした部分について

これらの部分の条例第7条第6号該当性を、以下説明する。

ア 条例第7条第6号について

条例第7号第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」(前段)、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(後段)を不開示情報とする旨規定している。

- イ 条例第7条第6号該当性について
- (ア)条例第7条第6号前段について

本件行政文書は、道路使用許可手続の事前相談等に対応するために処分庁の 職員が作成し、又は取得した文書であり、記載された情報は、処分庁の事務に 関する情報であるので、条例第7条第6号前段に該当する。

- (イ)条例第7条第6号後段について
 - a 苦情・相談等受理処理票(令和2年〇月〇日)(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。)について

処分庁が不開示とした部分のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名 及び印影を除くその余の部分はいずれも、申出者(相談者)等の個人に関す る情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は個人の人格と 密接に関わる情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ があるものであると判断される。これらは、掘削工事に対する何らかの不利 益、不平不満等に関する情報であり、申出者(相談者)等は、これらを公に されないことを期待しているものと考えられる。

一般に、苦情、相談等の取扱いにおいて、その申出を正確に把握し、適正に処理するためには、処分庁と申出者(相談者)等との相互の信頼関係が存在してこそ、その実現が可能となるものである。本件において、申出者(相談者)等が公にされないことを期待しているものと考えられるような苦情、相談等の内容やその受理から処理に至る経過に関する情報までをも公にした場合、処分庁と申出者(相談者)等との信頼関係が損なわれることとなり、今後、処分庁に対し当該掘削工事に関する苦情、相談等の申出を行おうとす

る者が、自己の行動及び具体的な主張などが公にされることを懸念して苦情、相談等の申出を行うことをちゅうちょするなど、苦情、相談等が潜在化し、これらの実態及び適正な事実関係の把握等が困難になるおそれがあるので、条例第7条第6号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 太陽光関連の道路占用及び掘削についての○○○(令和2年○月○日)に ついて

件名の一部、作成年月日の一部、作成者の職業、氏名及び印影、本文の一部並びに受付年月日の一部は、申出者(相談者)等が公にされないことを期待しているものと考えられるような苦情、相談等の内容やその受理に関する情報であって、前記 a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

c 平群町太陽光発電に伴う自営送電線路構築工事(令和2年7月22日)に ついて

事業者の相談及び警察の回答の中心的な内容が判明する部分は、通常、当該事業者がその事業に関する内部限りのものとして管理している情報であって、前記 a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

- d 協議議事録について
- (a) 「協議事項」欄のうち協議の中心的な事項が判明する部分並びに協議内 容のうち特定の自治会の相談及び警察の回答の中心的な内容が判明する部 分について

これらは、通常、当該特定の自治会がその活動に関する内部限りのものとして管理している情報であって、前記 a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

(b)協議内容のうち特定の自治会の工事に対する意見が判明する部分について

当該事業に対する様々な意見がある中で、事業者が特定の自治会から得た工事に対する意見は、通常、当該事業者がその事業に関する内部限りのものとして管理している情報であって、前記 a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

e 協議議事録(令和2年9月23日及び令和2年10月27日)に添付され た自治会からの提出文書について

これらは、一体として、協議の中心的な事項及び特定の自治会の相談の中心的な内容が判明する情報であることから、通常、当該特定の自治会がその活動に関する内部限りのものとして管理している情報であって、前記 a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

f 協議議事録(令和2年10月20日)に添付された町道の通行止めに対する同意をしていない2自治会との協議メモについて

「協議メモ」の項のうち、事業者による説明会において自治会側が発言し

た特定の法人に対する評価が判明する部分は、自治会側が当事者として特定の法人に対する率直な評価を発言した内容を当該事業者が取りまとめた情報であることから、通常、当該事業者がその事業に関する内部限りのものとして管理している情報であって、前記 a で説明した理由と同様の理由により、不開示とすることが妥当であると判断する。

2 結語

以上のとおり、処分庁が行った本件決定は、妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に 判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報 を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断す るとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項では、道路使用許可について、道路において工事若しくは作業をしようとする者は、所轄警察所長の許可を受けなければならないこととされている。

また、実施機関は、県民等から実施機関に対する要望、意見、苦情、感謝、激励、情報提供、犯罪等による被害の未然防止に関する相談及び警察職員の職務執行に関する苦情の申出等(以下「苦情、相談等」という。)を受理している。実施機関が苦情、相談等を受理した場合は、奈良県警察苦情、相談等取扱要綱(平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号。以下「要綱」という。)第12条に基づき、実施機関の職員は、苦情・相談等受理処理票を作成しなければならない。

本件行政文書は、平群町におけるメガソーラー施設建設に伴う送電線の地下埋没工事に係る道路使用許可に係る道路管理者、事業者及び地元自治会等の協議議事録等並びに当該道路使用許可に係り受理した苦情、相談等に係る苦情・相談等受理処理票であり、協議に参加した警察職員、事業者の職員及び自治会の住民等の氏名、協議事項及び協議内容並びに苦情相談等の申出者及び関係者の氏名、住所、性別、生年月日、

年齢、電話番号、職業、苦情、相談等の要旨及び処理結果等の概要が記載されている。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、協議議事録や苦情・相談受理処理票等に記載された決裁欄の印影の一部、担当者の氏名及び協議に出席した警察官の姓等の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影、協議議事録や協議議事録に添付された協議メモ及び説明会の案内等に記載された事業者の職員の氏名、協議議事録に添付された協議メモ等に記載された自治会の住民の氏名、協議議事録に添付された協議メモに記載された事業者の職員の評価に係る記述について、条例第7条第2号に該当するとして、また、苦情・相談等受理処理票に記載された苦情、相談等の申出者及び関係者(以下「申出者等」という。)の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号、職業及び苦情、相談等の要旨等並びに太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇(令和2年〇月〇日)に記載された件名の一部や本文の一部等ついて、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示にしているのに対し、審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号もしくは同条第6号を適用した部分の開示を求めている。

(2) 不開示情報の該当性の判断について

不開示情報の該当性の判断にあたって、審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号もしくは同条第6号を適用した部分の開示を求めていることから、条例第7条第3号に該当するとして不開示にしている部分については判断を行わない。

(3)条例第7条第2号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(前段)、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(後段)を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは 地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」(前段)、「公にす ることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(後段)を不開示情報とする 旨規定している。

(4) 不開示情報該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として 公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号 ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

イ 事業者の職員の氏名、自治会の住民の氏名並びに工事区間の道路沿いの住民の 氏名について

諮問実施機関は、事業者の職員の氏名、自治会の住民の氏名及び工事区間の道路沿いの住民の氏名(以下「事業者の職員等の氏名」という。)について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

事業者の職員等の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。 次に同号ただし書について検討する。

事業者の職員等の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、事業者の職員等の氏名は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、事業者の職員の氏名、自治会の住民の氏名並びに工事区間の 道路沿いの住民の氏名は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ 事業者の特定の職員の評価に係る記述について

事業者の特定の職員の評価に係る記述について、事務局を通じ、諮問実施機関

に確認したところ、氏名と一体の個人に関する評価で個人識別性があるため及び 特定の個人が誹謗中傷を受けている記述内容であり、開示することで個人の権利 利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号に掲げる情報に該当するとの主 張であったため以下検討する。

協議議事録(令和2年10月20日)に添付された町道の通行止めに対する同意をしていない2自治会との協議メモには、当該自治会が事業者の特定の職員について評価している記述が含まれている。

事業者の特定の職員の評価に係る記述は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

事業者の特定の職員の評価に係る記述は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、事業者の特定の職員の評価に係る記述は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、事業者の特定の職員の評価に係る記述は、条例第7条第2号 に掲げる不開示情報に該当する。

エ 苦情、相談等の申出者等の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号及び 職業について

諮問実施機関は、苦情、相談等の申出者等の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号及び職業(以下「氏名等」という。)について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

苦情、相談等の申出者等の氏名等は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

苦情、相談等の申出者等の氏名等は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、事業者の職員の評価に係る記述は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情、相談等の申出者等の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号及び職業は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

才 苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部、「受理日」欄の一部、「受理内容」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「措置区分(第1次)」欄の一部、「引継日時」欄の一部、「引継所属(担当者)」欄、「記事」欄、「処理経過」欄、「処理結果の概要」欄、「通知日時」欄の一部、「通知方法」欄の一部、「通知先」欄、「通知取扱者(文書発信者名)」欄の一部、「措置区分(第2次)」欄の一部及び「終結年月日」欄の一部について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部、「受理日」欄

の一部、「受理内容」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「措置区分 (第1次)」欄の一部、「引継日時」欄の一部、「引継所属(担当者)」欄、 「記事」欄、「処理経過」欄、「処理結果の概要」欄、「通知日時」欄の一部、 「通知方法」欄の一部、「通知先」欄、「通知取扱者(文書発信者名)」欄の一 部、「措置区分(第2次)」欄の一部及び「終結年月日」欄の一部(以下「「 件名」欄の一部等」という。)について、条例第7条第2号に該当する旨主張し ている。

これらのうち、当審査会が本件行政文書を見分したところ、「件名」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部及び「処理結果の概要」欄について、当該欄の記述は特定の個人に関する情報ではあるが、当該欄の記述の全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。また、当審査会が事務局に確認させたところ、平群町におけるメガソーラー施設建設に係る地下埋設工事が予定されていること、それに対して地元で賛否両論があることは本件決定の時点において、公知の事実であったことから、苦情、相談等の申出者等が個人若しくは団体かを含めて特定できない範囲で開示する場合には、当該申出者等の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部及び「処理結果の概要」欄について別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

また、諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部等について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

当該行政文書は、実施機関が受理した苦情、相談等に係り実施機関の職員が要項第12条に基づき作成した文書であり、苦情、相談等の事務に係る文書であることから、条例第7条第6号に本文に該当する。

しかしながら、一般的に、工事等の反対者は、反対意思を公にすることが多く、 当該工事においても様々な意見が公に示されていることから、苦情、相談等の申 出者等を特定できない範囲で開示する限り、今後、実施機関に対し同種の申出を 行うことをちゅうちょするとは認められない。

また、本件行政文書である協議議事録の開示されている部分で、反対者がいることや、反対者が警察に相談していることなどは明示されている。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部及び「処理結果の概要」欄について別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部等について、別表に掲げる部分を除いた部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部等について、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

カ 太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇(令和2年〇月〇日)のうち、 件名の一部、作成年月日の一部、作成者の職業、氏名及び印影、本文の一部並び に受付年月日の一部について

諮問実施機関は、太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇(令和2年〇月〇日)のうち、件名の一部、作成年月日の一部、作成者の職業、氏名及び印影、本文の一部並びに受付年月日の一部(以下「件名の一部等」という。)について、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらのうち、当審査会が本件行政文書を見分したところ、件名の一部及び本文の一部は、特定の個人に関する情報ではあるが、当該記述の全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。また、当審査会が事務局に確認させたところ、平群町におけるメガソーラー施設建設に係る地下埋設工事が予定されていること、それに対して地元で賛否両論があることは本件決定時点において、公知の事実であったことから、苦情、相談等の申出者が個人若しくは団体かを含めて特定できない範囲で開示する限り、当該申出者の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

以上のことから、太陽光関連の道路占用及び掘削についての○○○(令和2年 ○月○日)のうち、件名の一部及び本文の一部について別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

また、諮問実施機関は、太陽光関連の道路占用及び掘削についての○○○(令和2年○月○日)のうち、件名の一部等について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

当該行政文書は、実施機関が受理した苦情、相談等に係り実施機関が申出者から提出を受けた文書であり、苦情、相談等の事務に係る文書であることから、条例第7条第6号に本文に該当する。

しかしながら、一般的に、工事等の反対者は、反対意思を公にすることが多く、 当該工事においても様々な意見が公に示されていることから、苦情、相談等の申 出者を特定できない範囲で開示すれば、今後、実施機関に対し同種の申出を行う ことをちゅうちょするとは認められない。

また、本件行政文書である協議議事録の開示されている部分で、反対者がいることや、反対者が警察に相談していることなどは明示されている。

以上のことから、太陽光関連の道路占用及び掘削についての○○○(令和2年 ○月○日)のうち、件名の一部及び本文の一部について別表に掲げる部分につい ては条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇(令和2年〇月〇日)のうち、件名の一部等について、別表に掲げる部分を除いた部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部等について、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 表)

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
イ 苦情・相談等受理処理票 (令和2年○月○日)	1ページ	「件名」欄の全て 「苦情・相談の要旨」欄のうち、1行目1 文字目から13文字目まで、1行目20文 字目から51文字目まで、2行目1文字目 から15文字目まで、2行目26文字目か ら39文字目まで、3行目32文字目から 42文字目まで、3行目51文字目及び5 2文字目、4行目1文字目から10文字目 まで、4行目38文字目から53文字目ま で並びに5行目全て
	2ページ	「処理結果の概要」欄の全て
ウ 太陽光関連の道路占用及 び掘削についての〇〇〇(令和2年〇月〇日)	1ページ	件名の全て 本文のうち、2行目全て、3行目全て、4 行目1文字目から29文字目まで、5行目 目5文字目から35文字目まで、6行目全 て、7行目17文字目から35文字目まで、8行目全て、10行目25文字目から3 5文字目まで、11行目全て、12行目全 て、13行目全て及び15行目全て
	2ページ	「件名」欄の全て 「苦情・相談の要旨」欄のうち、1行目1 文字目から13文字目まで、1行目20文 字目から51文字目まで、2行目1文字目 から15文字目まで、2行目26文字目から39文字目まで、3行目32文字目から 42文字目まで、3行目51文字目及び5 2文字目、4行目1文字目から10文字目 まで、4行目38文字目から53文字目まで並びに5行目全て
	3ページ	「処理結果の概要」欄の全て

(別 紙)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和 3年 3月 4日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 3年10月 1日 (第255回審査会)	・事案の審議を行った。
令和 3年11月26日 (第256回審査会)	・事案の審議を行った。
令和 3年12月24日 (第257回審査会)	・事案の審議を行った。
令和 4年 3月31日 (第258回審査会)	・事案の審議を行った。
令和 4年 5月27日 (第259回審査会)	・事案の審議を行った。
令和 4年 7月 6日 (第260回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 4年11月22日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備考
いるめましま以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ff ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	
小谷真理	同志社大学政策学部准教授(行政法)	
野田崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はそみみぇ こ 細見三英子	元産経新聞社記者	